

幼児教育の無償化

子ども・子育て支援
新制度の幼稚園用
(牛浜幼稚園・清岩院幼稚園 等)

令和元年10月からスタート

令和元年7月1日

保育料が無償になります

【対象者】満3歳児～5歳児クラスの幼稚園・認定こども園に通園する子ども

【対象となる利用料】**保育料**

(注) 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたち(※1)については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。副食費用の免除については、詳細が決まり次第、幼稚園等を通じてお知らせします。

【手続き】教育認定(1号認定)を認定されているため、必要ありません。

預かり保育料が月額1万1,300円(日額450円)まで無償(※2)

【要件】共働き世帯など、**保育の必要性があると市から認定を受けた場合**

【対象者】・3歳児～5歳児クラスの幼稚園・認定こども園に通園する子ども

・満3歳児クラスの子ども(※ただし、**住民税非課税世帯のみ**)

【手続き】提出書類を**7月31日(水)までに幼稚園等へ提出してください**(年度の途中で入園する場合は、入園する月の前月15日まで)。

【提出書類】1 「施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)」

2 保育が必要なことが確認できる書類(**詳細は裏面を参照**)

【支給方法】現在検討中のため、決まり次第、幼稚園等を通じてお知らせします。

算定イメージ 利用日数に応じて月額の上限は変わります。

例) 預かり保育料1日500円の幼稚園の場合(月20日利用)

①支給限度額: 450円×20日=9,000円

②利用額: 500円×20日=10,000円

⇒①<②のため、**無償となる金額: 9,000円**(1,000円は保護者負担)



※1 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

※2 満3歳児クラスの子どもは、月額1万6,300円(日額450円)まで無償
なお、国の定める基準を満たす預かり保育のみが無償化の対象となります。

問合せ先: 福生市子ども家庭部子ども育成課保育係(電話:042-551-1780)

【保育が必要なことが確認できる書類一覧】

下表の状況に応じた書類を**保護者全員（父母両方）**について、ご提出ください。

なお、兄弟姉妹で通園している場合でも、提出書類は1部で結構です。

状況	提出書類
1 就労 ＊ <u>週3日以上かつ1日4時間以上の就労を常態している場合に限る</u>	勤務証明書(原本) ※ <u>勤務先の事業者が記入するものです</u> （自営業の方を除く）。 (1) 証明日が提出日以前より6か月以内のもの (2) 不規則勤務等はシフト表の写しを添付 (3) 自営業を新規で開始する場合は開業届の写しを添付 (4) 内職は委託元で証明を受けたもの ※消えるボールペン・修正液等は使用不可 ※事業者印が押印されていること
2 育児休業 ＊育児休業対象児が、1歳の誕生日を迎える年度の終わりまでの期間が対象	勤務証明書(原本) ※就労に準じる ※育児・介護休業法に定める育児休業が対象
3 出産 ＊ <u>出産月とその前後2か月間</u> が対象	母子健康手帳(写し) ※氏名と出産予定日が確認できる部分
4 疾病 ＊疾病により保育が必要な期間が対象	医師の診断書(原本) 証明日が提出日以前より6か月以内のもの
5 障害	障害者手帳(写し) ※氏名と等級が確認できる部分 (1) 身体障害の場合は身体障害者手帳（1～4級） (2) 精神障害の場合は精神障害者保健福祉手帳（1～3級） (3) 知的障害の場合は愛の手帳（1～4度）
6 介護・看護	医師の診断書(原本)、障害者手帳(写し)又は、介護保険証(写し)のうち1点 ※介護等を受ける方の氏名と等級が確認できる部分 (1) 医師の診断書、障害者手帳は「4 疾病」、「5 障害」に準じる (2) 高齢による介護の場合は介護保険証（要介護1～5）
7 就学・職業訓練 ＊就学により保育が必要な期間が対象	在学証明書(原本)及び時間割表等(写し) (1) 証明日が提出日以前より6か月以内のもの (2) 通信教育で在学証明書が発行されない場合は、氏名、履修期間、内容が確認できる書類（写し）を提出
8 求職 ＊ <u>求職開始月を含めた3か月間</u> が対象	求職活動中であることを証明するもの 例) ハローワークの求職カードの写し、雇用保険受給者資格証、就職あっせん機関登録画面の写し
9 災害復旧	り災証明書(任意様式)